

平成22年度随意契約情報(使用料・賃借料)政策企画部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
1	青少年安全	青少年	非行防止対策グループ	守口市教育委員会	守口少年サポートセンター事務室の賃貸借契約の締結及び経費支出について	20100401	20110331	900,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	少年サポートセンターの業務を円滑に行える立地条件を満たし、かつ必要な面積を満たす建物が他に無いため
2	危機管理	危機管理	調整グループ	株式会社 エイペックスコミュニティ	災害対策要員公舎(参事[広域化担当])の賃貸借契約の締結に伴う賃貸借料	20100409	20110331	990,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公舎借入れのため、家主でなければ契約することができないものであるため
3	危機管理	危機管理	調整グループ	オムロンクレジットサービス 株式会社	自動車借り上げ料(鉄砲火薬類指導取締費[完成検査・立入検査])	20100401	20110331	991,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	①タクシー利用の緊急性・利便性の観点から、府内を走行するほぼ全てのタクシー会社が利用可能であること。 ②業務改善の観点から各タクシー会社からの請求書を1社で取りまとめることが可能であること。 ①②を満たす事業者がオムロンクレジットサービス株式会社しかないため。
4	企画	企画	計画グループ	オムロンクレジットサービス 株式会社 ニシデ ムネマロ	自動車借上げに係る経費支出について	20100401	20110331	1,000,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	①タクシー利用の緊急性・利便性の観点から、府内を走行するほぼ全てのタクシー会社が利用可能であること。 ②業務改善の観点から各タクシー会社からの請求書を1社で取りまとめることが可能であること。 ①②を満たす事業者がオムロンクレジットサービス株式会社しかないため。
5	青少年安全	青少年	非行防止対策グループ	大阪少年補導協会	中央少年サポートセンター事務室の賃貸借および経費の支出について	20100401	20110331	1,147,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	少年サポートセンターの業務を円滑に行える立地条件を満たし、かつ必要な面積を満たす建物が他に無いため

平成22年度随意契約情報(使用料・賃借料)政策企画部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
6	危機管理	危機管理	調整グループ	太田 幸光	災害対策要員公舎(道路環境課長)にかかる賃借料	20100401	20110331	1,164,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公舎借入れのため、家主でなければ契約することができないものであるため
7	危機管理	危機管理	調整グループ	坪田 文代	災害対策要員公舎(河川環境課長)にかかる賃借料	20100401	20110331	1,176,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公舎借入れのため、家主でなければ契約することができないものであるため
8	空港戦略	空港戦略	総務・環境グループ	オムロンクレジットサービス株式会社	タクシーの使用	20100401	20110331	1,200,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	①タクシー利用の緊急性・利便性の観点から、府内を走行するほぼ全てのタクシー会社が利用可能であること。 ②業務改善の観点から各タクシー会社からの請求書を1社で取りまとめることが可能であること。 ①②を満たす事業者がオムロンクレジットサービス株式会社しかないため。
9	危機管理	危機管理	調整グループ	オムロンクレジットサービス株式会社	自動車借り上げ料(高圧ガス指導取締費[完成検査・立入検査・認定確認])	20100401	20110331	1,339,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	①タクシー利用の緊急性・利便性の観点から、府内を走行するほぼ全てのタクシー会社が利用可能であること。 ②業務改善の観点から各タクシー会社からの請求書を1社で取りまとめることが可能であること。 ①②を満たす事業者がオムロンクレジットサービス株式会社しかないため。
10	危機管理	危機管理	調整グループ	日本住宅流通株式会社 リースマーケティング事業部	災害対策要員公舎(危機管理監)にかかる賃借料	20100401	20110331	1,356,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公舎借入れのため、家主でなければ契約することができないものであるため

平成22年度随意契約情報(使用料・賃借料)政策企画部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
11	危機管理	危機管理	調整グループ	ニシキ 株式会社 高橋 恭子	災害対策要員公舎(危機管理室長)にかかる賃借料	20100401	20110331	1,420,800	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公舎借入れのため、家主でなければ契約することができないものであるため
12	危機管理	危機管理	調整グループ	八木 新	災害対策要員公舎(小河副知事)にかかる賃借料	20100401	20110331	1,476,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公舎借入れのため、家主でなければ契約することができないものであるため
13	青少年安全	青少年	非行防止対策グループ	新星和不動産 株式会社 尾崎 靖	梅田少年サポートセンター事務室借用	20100401	20110331	1,495,056	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	少年サポートセンターの業務を円滑に行える立地条件を満たし、かつ必要な面積を満たす建物が他に無いため
14	危機管理	危機管理	調整グループ	合同会社大阪プロパティ・ホール	災害対策要員公舎(消防防災課長、保安対策課長)にかかる賃借料	20100401	20110331	2,184,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公舎借入れのため、家主でなければ契約することができないものであるため
15	危機管理	危機管理	調整グループ	生和不動産保証株式会社	災害対策要員公舎(参事[防災担当、国民保護・防災担当])にかかる賃借料	20100401	20110331	2,280,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公舎借入れのため、家主でなければ契約することができないものであるため
16	青少年安全	青少年	[大阪府難波少年サポートセンター]	日亜興産 株式会社 代表取締役 原美恵子	難波少年サポートセンター事務室の賃貸借料(使用料)	20100401	20110331	4,032,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	少年サポートセンターの業務を円滑に行える立地条件を満たし、かつ必要な面積を満たす建物が他に無いため
17	東京事務所	東京事務所	調査グループ	財団法人 都道府県会館	都道府県会館使用料	20100401	20110331	10,068,780	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他の公共的な団体と直接契約を締結するため
18	青少年安全	青少年	非行防止対策グループ	岸和田市	岸和田少年サポートセンター事務室使用許可に伴う使用料の支出について	20100401	20110331	960,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	少年サポートセンターの業務を円滑に行える立地条件を満たし、かつ必要な面積を満たす建物がほかにないため。

平成22年度随意契約情報(使用料・賃借料)政策企画部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

所属名	グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
	政策企画部(使用料・賃借料)		H22. 4~5月	18件		35,179,636 円		
			合 計	18件		35,179,636 円		